

(指導・助言等義務)

## 15 . 大阪地裁 平成9年5月20日判決

(一部認容：賠償額3,371,100円、大阪地裁平成6年(ワ)7017号)判例時報1633号113頁、TAINSコードZ999-0015

控訴審 大阪高裁 平成10年3月13日判決

(一部変更：賠償額3,294,600円、大阪高裁平成9年(ネ)1564号・1626号)判例時報1654号54頁、TAINSコードZ999-0018

税理士が基本通達に反する処理をして申告した場合、納税者にその危険性を十分に説明し理解させる義務を認め損害賠償責任を認めた事例

### 《事実の概要》

原告X会社(1626号控訴人)が税理士Y(1564号の控訴人)の指導の下に法人税の確定申告をしたところ、下記の損金処理に問題があるとして更正処分を受け過少申告加算税と延滞税が賦課された。X会社はYにその相当額の損害賠償を請求した。

#### (一) 貸倒損失の処理の誤り

被告は担保物のある貸付金について、基本通達を無視して損金処理を行った。

#### (二) 有価証券の処理の誤り

有価証券の評価損について、評価方法の届出がないのに低価法で申告した。

### 《原審判決の要旨》

基本通達は、一般的に合理性を有するものである。基本通達を無視して貸金の損金経理を指導したり、有価証券の評価方法の届出書の提出の有無を確認しないまま、低価法による評価損の計上を指導したことは指導助言義務に反し、税理士Yは、これによって被った損害を賠償する義務がある。

### 《控訴審判決の要旨》

基本通達は法令ではないので、これに反する税務処理をすることが許されないものではないが、更正処分や加算税等の賦課決定を招くことの危険性を十分に依頼者に理解させる義務がある。

また、税務当局に是認されるかどうかは、依頼者にとって重要なことであるので、その見通しを立てるためには、事前に税務当局の意向を打診することが必要であった。